

幾久公園維持管理業務
仕様書

福井県立歴史博物館

一 般 共 通 仕 様 書

1 節 一般事項

1 共通仕様書の適用範囲	特記以外は、この共通仕様書による。
2 設計図書	設計図書とは、図面および仕様書をいう。
3 監督員	監督員とは、契約書に規定する監督職員をいう。
4 疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合、または疑いを生じた場合は、監督員と協議する。
5 協議の結果の処置	(1) 必要に応じて契約の変更が行われる。 (2) 契約の変更に至らぬ事項は、3 節 3 項の規定による。
6 官公署その他への手続き	(1) 管理業務に必要な官公署その他への手続きを要するときは、乙の費用および責任において速やかに行う。
7 別契約の関係業務	別契約による関係業務については、監督員の指示により、関係者と協議し、円滑に業務を遂行する。

2 節 業務管理

8 作業責任者	作業責任者とは、契約書に規定する現場責任者をいう。ただし、作業員が一人の場合、その作業員を作業責任者とする。
9 安全衛生管理	(1) 作業現場の安全衛生に関する管理は、作業責任者が関係法令に従って、これを行う。別に責任者が定められた場合は、これに協力する。 (2) 作業現場においては、常に整理整頓を行い、事故防止に努める。
10 災害および公害の防止	管理業務に伴う災害および公害の防止は、関係法令等に従い適切に処理するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。 ① 第三者に災害を及ぼしてはならない。 ② 公害の防止に努める。 ③ 善良な管理者の注意を持ってしても、なお災害または公害の発生する恐れがある場合の処置については、監督員と協議する。
11 臨機の処理	災害または公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告する。
12 養生	在来部分等で汚染または損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生する。
13 後片付け	管理業務完了に際しては、作業現場内外の後片付けおよび清掃を行う。
14 作業員の資格	管理業務のうち、法令および仕様書等で定めのあるものは、有資格者がその作業を行う。
15 使用材料	管理業務に使用する材料は新品とし、品質良好なものを使用する。規格等に指定のあるものは規格品を使用する。

16 破損箇所の措置	管理業務により発見した破損または故障箇所は、その機能が維持できるほどの応急措置を施し、直ちに監督員に報告する。
17 電気、水道等の利用	電気、水道、休息場、道具または材料置場等については、作業実施計画書（後述）に示されている場合に限り、監督員の承認を得て無償で利用できる。

3 節 実施計画書、記録、その他

1 作業実施計画書	管理業務の実施に先立ち、監督員と十分打合せ、下記の事項について作業実施計画書を作成し、提出する。変更する場合は、速やかに変更する部分を書面にて監督員に報告する。 ①作業全体の工程表および実施工程表 ②作業現場の明示および作業時間等 ③作業員および資格等 ④使用機器および材料 ⑤測定方法および記録例等
2 作業の打合せ	作業の実施にあたり、事前に当該建物管理者と作業内容について、十分打合せをし、業務に支障のないようにする。
3 作業実施の確認および記録	(1) 管理業務終了後は、書面に正確に記録し、当該建物管理者または監督員へ提出するとともに、細部について報告し確認を得る。 (2) 管理業務終了後では容易に確認出来ない部分および監督員の指示する個所は、写真の記録等により監督員の確認を受ける。

幾久公園維持管理業務委託特記仕様書

1 概要

- 名称 幾久公園維持管理業務委託
- 場所 幾久公園（福井市大宮 2 丁目 19-15）
- 種目 下の表のとおり

樹木管理	剪定	高中木	283 本
		低木	2,229 株
	病虫害防除	高中木	790 本
		低木	6,393 株
	雪吊り	低木	450 株
芝生管理	博物館側	除草剤散布	2,319 m ²
	トラック側	芝刈	8,141 m ²
		目土散布	4,523 m ²
		除草剤散布	4,523 m ²
清掃管理	博物館側	園地面積	3,907 m ²
		植込面積	4,880 m ²
	トラック側	植込面積	3,800 m ²
		競技場面積	11,346 m ²

2 業務管理

（１）作業場所および内容

別紙「幾久公園管理図」「幾久公園管理面積」「幾久公園維持管理作業計画」「樹木管理表」による。

（２）作業責任者

作業員を総括する責任者を 1 名置き、作業責任者は甲との連絡調整を図るとともに作業員の監督に当たる。

（３）作業中の危険防止

高所、通路上における作業の場合は、作業の安全を確保するための措置を講ずるものとする。

（４）作業結果の報告

- ① 作業を行うにあたっては、作業開始前に当日の計画を連絡すること。
- ② 作業実施後は、その都度、監督員へ報告し確認を得るとともに、一月ごとに実施報告書を提出すること。

（５）その他の留意事項

構内園路および駐車場での作業車両等の運転にあたっては、速度を十分に落とし、安全を確保する。

3 作業内容

（１）樹木剪定

樹木にあった整枝剪定作業を行い、枯枝、逆行枝、徒長枝など樹木の成長上よくないものは切り取ること。なお、剪定された枝等は、乙が持ち帰り処分すること。

(2) 薬剤散布

散布にあたっては、事前に日時等を周知し、人畜、車両等に十分注意するとともに散布後は、注意札を設置すること。なお、薬剤の使用等に当たっては、農薬取締り法等関連法令を遵守すること。

(3) 園内清掃

園地、植え込みの落葉等は、全面をほうきまたは熊手等を用いてはき取り、集めた落葉・落枝等は、受託者が持ち帰り処分すること。

(4) 倉庫および便所清掃

施錠されている建物については、外回りのちりを払い、周辺の粗ごみを採集する。

便器および手洗器等の清掃は、洗剤を用いて水洗いで洗浄する。また、汚物入れの清掃は、汚物を処分するとともに器具を洗浄する。

(5) 除草剤散布

散布にあたっては、事前に日時等を周知し、人畜等に十分注意するとともに散布後は、注意札を設置すること。なお、散布は、雨天後や降雨のおそれのあるときは避け、散布後少なくとも、24時間は降雨の心配がないときに行うこと。

(6) 雪 吊 り

①適宜雪吊りを行い、取付け、取外しの時期を逸しないようにする。

②支柱竹は、樹木に合った適正な太さの物を使用する。

③わら縄は、樹木に合った本数や太さの物を使用する。

④取外したわら縄は、受託者が持ち帰り処分すること。

* この仕様書は、業務の大要を示すものである。本書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ植栽管理上または美観上特に必要な業務で軽微な業務については、甲乙協議のうえ受託金額の範囲内で作業内容を変更できるものとする。